

牛肉輸出に係る EU の新たな動物用医薬品規則の発効に伴う
EU 等向け輸出牛肉の取扱いに係る説明会（2024 年 4 月開催）__質疑応答

● 事業者向け説明会

質問 1

説明いただいた内容の確認だが、家畜市場での申告方法について、上場牛全頭についてホスホマイシン使用の有無を申告することが困難であることから、ホスホマイシンの使用があったもの、使用の有無が確認できないものについての申告とし、不使用の場合は申告なしとしたいと考えているが、対応として問題ないか。ホスホマイシン不使用書類については、市場上場時には添付せず、求められた場合に上記の申告をもとに遡及し発行することを考えている。

(回答)

全ての上場牛についてホスホマイシンの使用履歴を把握することは難しいとは承知。他方で、輸出用として出荷するものについては、ホスホマイシンを使用していないことを申告する必要がある。ホスホマイシンが使用された場合や使用の有無が不明な場合に申告する体制にすると、ホスホマイシンを使用したにも関わらず生産者が申告することを失念していた、又は認識していなかった等による申告漏れが生じてしまう可能性があるため、ホスホマイシンが使用されていないことをどのように担保するのかをよく検討していただくようお願いしたい。

質問 2

EU 側の確認方法としては、申告書のみでホスホマイシンの使用の有無を確認することになるのか。モニタリングなどでは検出されないかとは思うのだが。

(回答)

基本的に、EU 側では、日本の政府が発行した EQC（輸出検疫証明書）に記載されたホスホマイシンの使用の有無状況を確認して、判断される。

なお、残留モニタリングについては、従来通り継続的に行っていくことには変わりはない。

● 都道府県向け説明会

質問 1

ホスホマイシンの使用履歴をどう管理・把握するかが難しい課題と思われる。実際に使用している獣医師も本件について把握することが大事で、獣医師に周知する手段を検討する必要があると考える。そのため、全国動物薬品器材協会（動物医薬品の販売業者の団体）などを通じて、動物医薬品の販売業者に対して、販売時に獣医師に対して本件について周知いただくのが必要ではないか。もちろん、製造メー

カーにも本件について把握していただくため周知いただく必要があると思われる。

(回答)

団体を通じて、メーカーや販売業者には周知はしているが、具体的な対応については把握できていないため、具体的な動きについて共有できる事項があれば情報提供したい。

質問2

パンフレットを市町村、農協、組合、家畜市場経由で農家に配布して周知してきたが、パンフレットは繁殖農家向け及び酪農家向けになっており、肥育農家向けがない状況。肥育農家への周知についてはどのようにすればいいのか、どのようにお考えか教えていただきたい。岐阜県では、肥育農家に対しては繁殖農家向けのパンフレットを使用して周知した。

(回答)

肥育農家は、取扱要綱においてリスト化することが求められており、認定施設で特定できているため、認定施設から周知いただくことを想定。

質問3

この地域ではホスホマイシンを使わないようにしようといった取り決めをした団体や県、地域があれば教えていただきたい。この場に参加いただいている方からでも構わない。

(回答)

注意いただきたいのだが、どういうふうに診療や治療をするのかは獣医師の権利であり、誰それがホスホマイシンを使わないでと言うのは、その権利を侵害することになってしまう。

なお、補足だが、今年の夏頃に、フォローアップとして関係者にいろいろと聞き取りしたいと考えている。場合によっては、現場にも訪問させていただく予定。